

警察法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）	1
○ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）（附則第二条関係）	9
○ 国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）（附則第三条関係）	10
○ 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）（附則第四条関係）	12

改 正 案	現 行
<p>第二章 国家公安委員会</p> <p>（任務及び所掌事務）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 国家公安委員会は、第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 次のいずれかに該当する広域組織犯罪その他の事案（以下「広域組織犯罪等」という。）に対処するための警察の態勢に関すること。</p> <p>イ 全国の広範な区域において個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案（ハに掲げるものを除く。）</p> <p>ロ 国外において日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある事案（ハに掲げるものを除く。）</p> <p>ハ サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）が害されることその他情報技術を用いた不正な行為によ</p>	<p>第二章 国家公安委員会</p> <p>（任務及び所掌事務）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 国家公安委員会は、第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 次のいずれかに該当する広域組織犯罪その他の事案（以下「広域組織犯罪等」という。）に対処するための警察の態勢に関すること。</p> <p>イ 全国の広範な区域において個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案</p> <p>ロ 国外において日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある事案</p> <p>（新設）</p>

り生ずる個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案（以下この号及び第二十五条第一号において「サイバー事案」という。）のうち次のいずれかに該当するもの（第十六号及び第六十一条の三において「重大サイバー事案」という。）

(1) 次に掲げる事務又は事業の実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれのある事案

(i) 国又は地方公共団体の重要な情報の管理又は重要な情報システムの運用に関する事務

(ii) 国民生活及び経済活動の基盤であつて、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに関する事業

(2) 高度な技術的手法が用いられる事案その他のその対処に高度な技術を要する事案

(3) 国外に所在する者であつてサイバー事案を生じさせる不正な活動を行うものが関与する事案

七〇十五 (略)

十六 重大サイバー事案に係る犯罪の捜査その他の重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事案

十七〇二十七 (略)

五〇七 (略)

(監察の指示等)

第十二条の二 国家公安委員会は、第五条第四項第二十六号の監察につ

七〇十五 (略)

(新設)

十六〇二十六 (略)

五〇七 (略)

(監察の指示等)

第十二条の二 国家公安委員会は、第五条第四項第二十五号の監察につ

いて必要があると認めるときは、警察庁に対する同項の規定に基づく指示を具体的又は個別的な事項にわたるものとすることができる。

2・3 (略)

第三章 警察庁

第二節 内部部局

(内部部局)

第十九条 警察庁に、長官官房及び次の五局を置く。

生活安全局

刑事局

交通局

警備局

サイバー警察局

2 (略)

(長官官房の所掌事務)

第二十一条 長官官房においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十四 (略)

二十五 警察通信に関すること。

二十六 所管行政に関する情報の管理に関する企画及び技術的研究に関すること。

いて必要があると認めるときは、警察庁に対する同項の規定に基づく指示を具体的又は個別的な事項にわたるものとすることができる。

2・3 (略)

第三章 警察庁

第二節 内部部局

(内部部局)

第十九条 警察庁に、長官官房及び次の五局を置く。

生活安全局

刑事局

交通局

警備局

情報通信局

2 (略)

(長官官房の所掌事務)

第二十一条 長官官房においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十四 (略)

(新設)

(新設)

二十七 所管行政に関する情報システムの整備及び管理に関すること。

二十八～三十 (略)

(サイバー警察局の所掌事務)

第二十五条 サイバー警察局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 サイバー事案に関する警察に関すること。
- 二 犯罪の取締りのための情報技術の解析に関すること。

第四節 地方機関

(管区警察局の設置)

第三十条 警察庁に、その所掌事務のうち、第五条第四項第二号、第四号から第十五号まで、第十八号から第二十一号まで及び第二十四号から第二十七号までに掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、管区警察局を置く。

2 (略)

(関東管区警察局の所掌事務の特例)

第三十条の二 前条の規定にかかわらず、関東管区警察局は、全国を管

(新設)

二十五～二十七 (略)

(情報通信局の所掌事務)

第二十五条 情報通信局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 警察通信に関すること。
- 二 所管行政に関する情報の管理に関する企画及び技術的研究並びに電子計算組織の運用に関すること。
- 三 犯罪の取締りのための情報技術の解析に関すること。
- 四 所管行政の事務能率の増進に関すること。

第四節 地方機関

(管区警察局の設置)

第三十条 警察庁に、その所掌事務のうち、第五条第四項第二号、第四号から第十五号まで、第十七号から第二十号まで及び第二十三号から第二十六号までに掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、管区警察局を置く。

2 (略)

(新設)

轄区域として、警察庁の所掌事務のうち第五条第四項第十六号に掲げるものに係るものを分掌する。

(管区警察局長等)

第三十一条 (略)

2 管区警察局長は、管区警察局の事務を統括し、及び所属の警察職員を指揮監督し、並びに長官の命を受け、管区警察局の所掌事務(前条の規定により関東管区警察局が分掌する事務を除く。)について、府県警察を指揮監督する。

3 (略)

(東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部)

第三十三条 警察庁に、その所掌事務のうち、東京都及び北海道の区域における第五条第四項第十九号及び第二十号に掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部を置く。

2・3 (略)

第五節 職員

(職員)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 長官は警察官とし、警察庁の次長、官房長、局長及び部長、管区警

(管区警察局長等)

第三十一条 (略)

2 管区警察局長は、管区警察局の事務を統括し、及び所属の警察職員を指揮監督し、並びに長官の命を受け、管区警察局の所掌事務について、府県警察を指揮監督する。

3 (略)

(東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部)

第三十三条 警察庁に、その所掌事務のうち、東京都及び北海道の区域における第五条第四項第十八号及び第十九号に掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部を置く。

2・3 (略)

第五節 職員

(職員)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 長官は警察官とし、警察庁の次長、官房長、局長(情報通信局長を

察局長その他政令で定める職は警察官をもつて、皇宮警察本部長は皇宮護衛官をもつて充てる。

#### 第四章 都道府県警察

##### 第四節 都道府県警察相互間の関係等

(広域組織犯罪等に対処するための措置)

第六十一条の三 長官は、広域組織犯罪等に対処するため必要があると認めるときは、都道府県警察に対し、広域組織犯罪等の処理に係る関係都道府県警察間の分担(重大サイバー事案の処理にあつては、警察庁及び関係都道府県警察間の分担)その他の広域組織犯罪等に対処するための警察の態勢に関する事項について、必要な指示をすることができる。

#### 2 (略)

3 長官は、重大サイバー事案について警察庁と都道府県警察が共同して処理を行う必要があると認めるときは、当該重大サイバー事案の処理に関する方針を定め、警察庁又は関係都道府県警察の一の警察官(第六十条第一項の規定による援助の要求又は第一項の規定による指示により派遣された者を含む。)に、当該重大サイバー事案の処理に関し、当該方針の範囲内で、警察庁及び関係都道府県警察の警察職員に對して必要な指揮を行わせることができる。

4 第一項の規定による指示により重大サイバー事案の処理に関して警察庁に派遣された都道府県警察の警察官は、国家公安委員会の管理の

除く。)及び部長、管区警察局長その他政令で定める職は警察官をもつて、皇宮警察本部長は皇宮護衛官をもつて充てる。

#### 第四章 都道府県警察

##### 第四節 都道府県警察相互間の関係等

(広域組織犯罪等に対処するための措置)

第六十一条の三 長官は、広域組織犯罪等に対処するため必要があると認めるときは、都道府県警察に対し、広域組織犯罪等の処理に係る関係都道府県警察間の分担その他の広域組織犯罪等に対処するための警察の態勢に関する事項について、必要な指示をすることができる。

#### 2 (略)

(新設)

(新設)

下に、当該重大サイバー事案の処理に必要な限度で、全国において、職権を行うことができる。

## 第五章 警察職員

### (警察官の職権行使)

第六十四条 第五条第四項第十六号に掲げるものに係る事務に関して必要な職務を行う警察官は、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該職務に必要な限度で職権を行うものとする。

2 都道府県警察の警察官は、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該都道府県警察の管轄区域内において職権を行うものとする。

## 第七章 雑則

### (苦情の申出等)

第七十九条 都道府県警察の職員(第六十一条の三第四項に規定する都道府県警察の警察官を除く。)の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。

2 第六十四条第一項に規定する警察官及び第六十一条の三第四項に規定する都道府県警察の警察官の当該職務執行について苦情がある者は、国家公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。

## 第五章 警察職員

### (警察官の職権行使)

第六十四条 (新設)

都道府県警察の警察官は、この法律に特別の定めがある場合を除く外、当該都道府県警察の管轄区域内において職権を行うものとする。

## 第七章 雑則

### (苦情の申出等)

第七十九条 都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。

(新設)

<p>3  都道府県公安委員会又は国家公安委員会は、前二項の申出があつたときは、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 申出が警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>2  都道府県公安委員会は、前項の申出があつたときは、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 申出が都道府県警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。</p> <p>二・三 (略)</p>
--	--

○ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）（附則第二条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（給付を行う者）            第三条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、給付の原因である災害が、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第六十条第一項の規定による都道府県公安委員会からの援助の要求により派遣された警察官に協力援助したことに起因するものについては、当該援助の要求をした都道府県公安委員会が置かれている都道府県がその給付を行うものとする。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、給付の原因である災害が、次に掲げる警察官に協力援助したことに起因するものについては、国がその給付を行うものとする。</p> <p>一 警察法第六十一条の三第一項の規定による指示により警察庁に派遣された警察官</p> <p>二 警察法第七十三条第三項の規定により同条第一項の布告区域（同条第二項の規定により布告区域以外の区域に派遣された場合における当該区域を含む。）に派遣され当該区域内において職務を行った警察官</p> <p>4（略）</p>	<p>（給付を行う者）            第三条（略）</p> <p>2 給付の原因である災害が、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第六十条の規定により都道府県公安委員会からの要求に基き援助におもむいた警察官に協力援助したことに基因するものについては、当該警察官の援助を要求した当該都道府県公安委員会が置かれている都道府県がその給付を行うものとする。</p> <p>3 給付の原因である災害が、警察法第七十三条第三項の規定により同条第一項の布告区域（同条第二項の規定により布告区域以外の区域に派遣された場合における当該区域を含む。）に派遣され当該区域内において職務を行った警察官に協力援助したことに起因するものについては、国がその給付を行うものとする。</p> <p>4（略）</p>

改正案	現行
<p>（国家公安委員会の措置）</p> <p>第六条 国家公安委員会は、前条第一項第二号の書面の送付を受けたときは、相当と認める警察庁又は都道府県警察に対し、共助に必要な証拠の収集を指示するものとする。この場合において、都道府県警察に對して指示を行うときは、当該都道府県警察に關係書類を送付するものとする。</p> <p>（検事正等の措置）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>2 警察庁が前条の指示を受けた場合においては、警察庁長官は、警察庁の司法警察員に前項の処分をさせなければならない。</p> <p>3 前条の指示を受けた都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、その都道府県警察の司法警察員に第一項の処分をさせなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>（処分を終えた場合等の措置）</p> <p>第十四条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 国家公安委員会は、警察庁長官が共助に必要な証拠の収集を終えた</p>	<p>（国家公安委員会の措置）</p> <p>第六条 国家公安委員会は、前条第一項第二号の書面の送付を受けたときは、相当と認める都道府県警察に対し、關係書類を送付して、共助に必要な証拠の収集を指示するものとする。</p> <p>（検事正等の措置）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 前条の指示を受けた都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、その都道府県警察の司法警察員に前項の処分をさせなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（処分を終えた場合等の措置）</p> <p>第十四条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 国家公安委員会は、前項の送付を受けたときは、速やかに、意見を</p>

<p>7   8   (略)</p> <p>9   警察官又は前項の国の機関の職員は、前三項の調査に関し、関係人に質問し、実況見分をし、書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提示を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。</p>	<p>4   5   6   (略)</p> <p>(国際刑事警察機構への協力)</p> <p>第十八条 国家公安委員会は、国際刑事警察機構から外国の刑事事件の捜査について協力の要請を受けたときは、次の各号のいずれかの措置を採ることができる。</p> <p>一 相当と認める警察庁又は都道府県警察に必要な調査を指示すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>2   3   5   (略)</p> <p>6   警察庁が第一項第一号の指示を受けた場合においては、警察庁長官は、警察庁の警察官に調査のための必要な措置を採ることを命ずるものとする。</p>
<p>6   7   (略)</p> <p>8   警察官又は前項の国の機関の職員は、前二項の調査に関し、関係人に質問し、実況見分をし、書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提示を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。</p>	<p>4   5   6   (略)</p> <p>(国際刑事警察機構への協力)</p> <p>第十八条 国家公安委員会は、国際刑事警察機構から外国の刑事事件の捜査について協力の要請を受けたときは、次の各号のいずれかの措置を採ることができる。</p> <p>一 相当と認める都道府県警察に必要な調査を指示すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>2   3   5   (略)</p> <p>(新設)</p>

改 正 案	現 行
<p>（国家公安委員会の措置）</p> <p>第七条 国家公安委員会は、前条第二項第二号の書面の送付を受けたときは、相当と認める警察庁又は都道府県警察に対し、証拠の提供に係る協力に必要な証拠の収集を指示するものとする。この場合において、都道府県警察に対して指示を行うときは、当該都道府県警察に係る書類を送付するものとする。</p> <p>（協力の実施）</p> <p>第八条 国際捜査共助等に関する法律第七条、第八条、第十条、第十二条及び第十三条の規定は、第六条第一項の請求による証拠の提供に係る協力について準用する。この場合において、同法第七条第一項中「第五条第一項第一号」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第六条第二項第一号」と、同条第二項及び第三項中「前条」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第七条」と、同条第四項中「第五条第一項第三号」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第六条第二項第三号」と、同法第十三条中「この法律に特別の定めがある」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第八条において準用する第八条、第十条及び前条に規定する」と読み替えるものとする。</p>	<p>（国家公安委員会の措置）</p> <p>第七条 国家公安委員会は、前条第二項第二号の書面の送付を受けたときは、相当と認める都道府県警察に対し、関係書類を送付して、証拠の提供に係る協力に必要な証拠の収集を指示するものとする。</p> <p>（協力の実施）</p> <p>第八条 国際捜査共助等に関する法律第七条、第八条、第十条、第十二条及び第十三条の規定は、第六条第一項の請求による証拠の提供に係る協力について準用する。この場合において、同法第七条第一項中「第五条第一項第一号」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第六条第二項第一号」と、同条第二項中「前条」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第七条」と、同条第三項中「第五条第一項第三号」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第六条第二項第三号」と、同法第十三条中「この法律に特別の定めがある」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第八条において準用する第八条、第十条及び前条に規定する」と読み替えるものとする。</p>

<p>(処分を終えた場合等の措置)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国家公安委員会は、警察庁長官が協力に必要な証拠の収集を終えたとき又は前項の規定により証拠の送付を受けたときは、速やかに、意見を付して、法務大臣に対し、収集した証拠又は送付を受けた証拠を送付するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第五十二条 国家公安委員会は、国際刑事裁判所から国際刑事警察機構を通じて管轄刑事事件の捜査に関する措置の請求を受けたときは、第六条第一項第四号に該当する場合を除き、次の各号のいずれかの措置をとることができる。</p> <p>一 相当と認める警察庁又は都道府県警察に必要な調査を指示すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 国際捜査共助等に関する法律第十八条第三項から第九項までの規定は、前項に規定する請求に係る措置について準用する。この場合において、同条第四項中「同項第二号」とあり、及び同条第八項中「第一項第二号」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第五十二条第一項第二号」と、同条第六項及び第七項中「第一項第一号」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第五十二条第一項第一号」と読み替えるものとする。</p>	<p>(処分を終えた場合等の措置)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国家公安委員会は、前項の証拠の送付を受けたときは、速やかに、意見を付して、法務大臣に対し、これを送付するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第五十二条 国家公安委員会は、国際刑事裁判所から国際刑事警察機構を通じて管轄刑事事件の捜査に関する措置の請求を受けたときは、第六条第一項第四号に該当する場合を除き、次の各号のいずれかの措置をとることができる。</p> <p>一 相当と認める都道府県警察に必要な調査を指示すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 国際捜査共助等に関する法律第十八条第三項から第八項までの規定は、前項に規定する請求に係る措置について準用する。この場合において、同条第四項中「同項第二号」とあり、及び同条第七項中「第一項第二号」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第五十二条第一項第二号」と、同条第六項中「第一項第一号」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第五十二条第一項第一号」と読み替えるものとする。</p>
--	--